

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—児童相談所からみる養育不調による里親委託解除のプロセスと手引きの作成—

研究分担者 三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、里親委託等の後に、子どもの行動上の問題や養育者の養育上の問題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、その要因とプロセスを明らかにすることを目的とした。最終年度となる今年度は、児童相談所からみた養育不調による措置解除のプロセス図を作成し、さらに「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成した。手引きは、委託（措置）前、委託（措置）後、委託（措置）解除の時の3つの段階において、それぞれ児童相談所が留意しておくべき事項について執筆した。本報告では、これらのプロセス図と手引きについて考察する。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進される一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、その要因とプロセスを明らかにすることを目的とした。昨年度までの研究においては、養育不調による委託解除を経験した15名の児童相談所職員にインタビュー調査を行った。インタビュー調査では、里親家庭、もしくはファミリーホームにおける養育不調による委託解除があった16事例について語られた。

その結果、以下のことが明らかになった。

第一に、委託前からの子どもと里親への徹底的なアセスメントが重要であり、それが次のプロセスである措置選定・マッチング、そして委託全体に影響を与えることになる。加えて、里

親家庭については、里親家庭に同居している実子のみならず、成人した別居中の実子にもアセスメントや研修が必要であることが示唆された。

第二に、措置先の選定、マッチング・交流のプロセスにおいては、「子どもの登校のため」、「受験のため」、「他にないから」、といった理由での里親の選定は、養育不調のリスクが高まることが懸念された。

第三に、委託当初、委託経過中にも、アセスメントを継続し、委託の経過を予想していくことが必要であることが示された。また児相やフォスターリング機関等の伴走型の支援や、社会資源の活用、学校やその他の関係機関との連携がこの時期には重要であることも示唆された。さらに、里親に子どもの養育に専念してもらうための地域資源との連携や、新たな地域資源の創出についても今後の課題として示された。

第四に、措置解除時、措置解除後は、子ども

や里親に対して、振り返りが重要であることが示され、示唆された。

本年度の研究目的は、養育不調に至るプロセスや背景要因についての分析をより深化・精緻化することにある。具体的には、委託前の事前のアセスメント、里親と子どものマッチングや情報共有、そして委託後の関係機関との協力体制（チーム養育）構築の各段階において、どのような課題が重なって養育不調に至ったのか、その発生のプロセスと要因を検討する。

最終的には、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. プロセス図の作成方法

養育不調によって委託・措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、児童相談所へのインタビュー調査で得られた 16 件の事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前 ➡ 委託・措置当初 ➡ 委託・措置中 ➡ 委託・措置解除時という時間軸に分けて切片化した。上段には、子どもや里親がどの段階でどのような状況だったのかを四角で示した。下段には、児童相談所のかかわり・支援として望まれるものを示した。

明らかとなったプロセスの中で、予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の

数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねてた。

2. 手引きの作成方法

インタビュー調査、プロセス図の作成を担当した対象について、手引きの執筆を担当した。プロセス図から導き出された予防とケアのポイントを基に手引きの項目を整理し、執筆した。

手引きは関係者全員が全ての関係機関を参照できることを狙いに、一冊にまとめた。作成したプロセス図も手引き内に掲載し、プロセス図から手引きへ、手引きからプロセス図へと、双方向に参照できる構成とした。

委託前から委託解除後までを段階ごとの章立てし、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設を並列して項目を設けた。

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託（措置）前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フォスタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関（里親家庭 2 世帯、児童相談所、フォスタリング機関、ファミリー機関、地域小規模児童養護施設 2 ヶ所）から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

（倫理面への配慮）

研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第 202407 号）を得て実施した。

C. 研究結果

プロセス図

図1に示す。以下、プロセス図について、下段の児童相談所のかかわり・支援のうち、ポイント1から6に沿って説明する。

ポイント1：

調査では、全ての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」を委託されていた。委託のマッチング時においては、「一時保護所がいっぱい」、もしくは「学校に行く必要があり」、措置の「緊急性が高い」場合と「緊急性が低い」場合の二つに分かれた。そのようなとき、児童相談所がリスクの高いマッチングを避け、複数の措置先の選択肢から、子どもの最善の利益を考え選ぶことができているかがまず重要になる。

ポイント2：

交流については、「交流に時間をかけて」慎重に交流した場合と1、2回の面会交流など「交流が少ない」場合がある。このことから、交流の頻度や期間というよりは、交流時に、どのようなことを重視するべきかが重要である。そして、子どものアセスメントから養育者にかかわりのポイントを伝え、交流内容を振り返り、養育者候補からの相談を継続的に受けられる関係を築けるか考慮する必要がある。

ポイント3：

委託が開始されると、「嘘」や「性的問題」「だらしなさ」「盗み」「気になる態度」などの子どもの表出が徐々に見られるようになる。それに伴い、里親の「不満」がきかれたり、もしくは児童相談所から見て、里親が少し「気になる養育」と思われるかかわりが見られたりするようになる。この時期は、「家庭訪問」や「電話」などで里親や子どもの話を寄り添って聴く

など、児童相談所に求められる委託中の支援はできているか、が重要な点となる。

ポイント4：

併せて、関係機関（他所の児童相談所、フォスタリング機関、施設、学校、保育園等）と連携、情報共有はできているか、という点は委託前から委託後の支援に至るまで、重視する必要がある。

ポイント5：

委託中の支援があまり機能しない場合、子ども、もしくは主に養育していた里親からの「拒否感」が出ることもある。あるいは、里親家庭の実子や、片方の里親からの「拒否感」が出ることによって、「主に養育している里親が間に挟まれ、養育が継続困難」になっていた。そうすると「子どもからの訴え」「子どもの家出」「里親からの訴え」などが出され、そこで初めて、児童相談所職員が気付く場合がある。そのときになって、児童相談所も「里親・子どもからの訴えを聴く」「両者の思いを伝えるカンファレンス」「一時保護目的のレスパイト」などを行うが、すでに時が遅く、そのまま措置解除となるという帰結を辿っていた。

ただし、措置解除となとしても、子どもが感じる戸惑いや悲しみ、また里親が感じるなぜ措置解除になってしまったのかという後悔や疑問など、両者の喪失感を受け止める必要がある。それに対して、セレモニー的な機会を設けたり、里親家庭での生活の振り返りをしたりするなど、子どもと里親へのケアや支援を行うことが大切になる。

ポイント6：

委託解除後には、子ども、里親等養育者への振り返りのフォローをできているか。次の委託（措置）先への手続きを検討できているかを考えたい。

手引き

付録 1 参照。

D. 考察

プロセス図について

プロセス図では、児童相談所からみた養育不調による措置解除を時系列で整理した。上段と下段に分け、上段には「児相から見た里親家庭の様子」を、下段には、上段のそれぞれのフェーズにおける「児相のかかわり・支援」を記載した。時系列以外にもさまざまな切り取り方があると思われるが、それは今後の課題としたい。時系列でみることで、複雑な様相を簡潔に整理することを可能とし、かつ視覚的に把握しやすい形になった。また下段では「児相のかかわり・支援」を入れたことで、それぞれのフェーズにおける児童相談所の支援や対応内容を分かりやすく伝えることができた。

調査では、すべての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」の委託を受けていた。里親に委託される子どもたちは、被虐待経験や何らかの喪失経験を抱えている。

また、児童相談所のかかわりや対応について、それぞれのフェーズで何に取り組むべきか、一定程度、可能となっている。

ただし、里親、児童相談所の対応等について、一般化するには、より多くの事例をヒアリングし、それらを精緻に分析する必要がある。

手引きについて

以下では、手引きの時系列の項目に沿って、考察を行う。

1. 委託（措置）前に求められる対応

委託（措置）前に求められる対応については、アセスメント、マッチング・交流、子ども・養育者への説明、情報共有という項目について考

察する。

(1) アセスメント

今回の調査では、アセスメントが非常に重要であることが明確になった。アセスメントは、里親家庭（実子や同居人を含む）についても、子どもについても、丁寧になされる必要がある。また、初期段階ではもちろん必要だが、初期段階のみ行えばよいというものではなく、常に継続したアセスメントが必要であり、児童相談所やフォスティング機関・里親支援センターは、よりそのことを意識する必要がある。

また、子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司では、里親家庭への委託に当たり、子どものアセスメントについて、重視する点がずれる場合がある。里親担当児童福祉司として、当該里親家庭に委託するには子どもの「この部分」のアセスメントが必要だと考える内容について、子どもを措置する児童福祉司が十分にアセスメントできていない場合があり、結果として養育不調につながるがあった。アセスメントの不十分さの指摘は、時として、児童相談所内の職員間のパワーバランスや役割分担が影響することも考えられる。そのため、児童相談所内で、里親委託に関する情報について風通しよくする、児童相談所の職員同士のチームワークに気を配るなど、里親担当や措置を担当する児童福祉司だけでなく、児童相談所や管理職の配慮も重要となる。

また、子どもの里親委託にあたっては、里親家庭自らの希望も十分に考慮し、児童相談所と里親家庭の意向等をすり合わせるために、十分な話し合いや研修等によって受け入れの準備性を高める必要がある。ファミリーホームであれば、すでに委託されている子どもとの関係性が重要であり、里親家庭でも、里父母間や実子との関係性にも配慮する必要がある。さらに、

今回の調査では、成人した実子と子どもとの関係が里親と子どもの関係に影響を与えた事例もあった。とくに同居の実子だけでなく別居の実子が影響している事例もあったことから、別居の実子であっても、可能であれば、里親制度や社会的養護について、里親から説明するだけでなく、児童相談所や里親支援センター・フォスタリング機関から説明し、理解を得る必要があると考える。

(2) マッチング・交流

今回の調査では、中高生の場合に「学校へ行かせてあげたい」などの理由から、マッチングを急ぎ、結果的に養育不調による措置変更となる事例が散見された。調査をする過程では、目の前にいる子どもがずっと一時保護所において、「早く学校へ行かせてあげたい」と考える児童福祉司の悲痛な思いや、子どもにとって少しでもより良い養育環境に子どもを措置したいという思いが明らかになった。しかしながら、「ほかにないから里親に委託する」、という選択肢は、結果的に早い段階で養育不調が生じ措置解除となっており、当該の子どもに「最も望ましい」家庭を選定することを重視すべきであると改めて確認できる結果となった。

また、交流については、交流期間の長短や回数、頻度よりは、今後、委託されてからどのような生活ができるか、子どもと養育者は困難が起きたときにどう話し合えるのかなど、それぞれが委託後の生活をイメージし、必要な体制を作ることが重要であると考えられた。

(3) 子ども・養育者への説明、情報共有

今回の調査では、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えていないことがある、ことが明らかとなった。児童相談所が、子どもの情報や養育期間の見通しなどを里親家庭に伝え

ることが、その後の委託が順調に進むかを左右すると考えられる。児童相談所は十分なアセスメントを行い、里親家庭に必要な情報を提供することが望ましい。

また、マッチング・交流時に、子どもにも十分な情報提供が必要であると考えられた。子どもにわかりやすく、委託期間の見通しや、実家庭の様子、そして里親家庭の暮らしについて、丁寧に説明することが重要である。併せて、生活環境が大きく変化する子どもの不安を十分に聞き取ることも重要である。

2. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制

委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制では、委託（措置）当初の対応、委託（措置）中に求められる対応や支援、養育不調が起きたときに行う対応について考察する。

(1) 委託（措置）当初の対応

今回の調査では、委託（措置）当初の対応として、中高生については、里親家庭で生活するうえでの約束事を決めることが有効であるという提案があった。里親家庭と子どもに合う形での枠組みを作ること、その後の生活にスムーズに移行することができると考えられた。

また、アセスメントを継続すること、頻繁に家庭訪問をすることも重要であると思われた。

(2) 委託（措置）中に求められる対応や支援

委託経過中に里親家庭に起きた様々なこと（里親の家族の入院、実子の状況の変化、里親の仕事の変化など）によって、委託の継続が難しくなった事例もあった。可能であれば、さまざまなことが起こったとしても、里親には子どもの養育に専念できる環境が望ましい。そのた

めには、地域の様々なサービスについて、児童相談所やフォスタリング機関・里親支援センター・が情報を把握し、里親や子どもの利用につなげることによって、里親の養育負担を軽減し、子どもの養育が継続できるための工夫が必要である。

また幼少期の子どもや小学生には、地域で活用可能な社会資源やサポートが一定程度整っている一方で、中高生のこどもや里親については、そうした資源が非常に少ないということが浮き彫りになった。中高生が活用できる資源の情報収集や中高生をどのようにサポートしていくか、あらかじめ準備しておくなどの工夫が必要であると考えられた。

さらに、子どもの発達特性等の理解を促す研修の必要性も明らかになった。里親が、事前に関連した研修等を受けていても、実際に子どもの養育を通して、忘れてしまっていたり、対応に困ることが推察される。実際に委託される（されている）子どもに合わせたオンデマンド型のオンライン研修を用意しておくなど、様々なやり方を検討する必要がある。

(3) 養育不調が起きたときに行う対応

児童相談所職員が、養育不調に気づいた場合には、時間的猶予が生まれ、子どもや里親・ファミリーホームに対して対応できることがある。しかし、児童相談所職員が全く気付かず、里親からの訴えがあつて気付く場合には、介入や支援のタイミングを逸しており、ほとんど何の対応もできないまま委託（措置）解除にならざるを得なかったことが、明らかになった。里親家庭の中で起きている養育不調に気付くことは、困難な場合もあるが、少しでも早く養育不調の兆しに気づくことが重要である。

3. 委託（措置）解除の時に求められる対応

委託（措置）解除の時に求められる対応では、委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明、委託（措置）解除後に求められる支援や対応、委託（措置）解除の対応の振り返りについて考察する。

(1) 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明

委託解除時には、年齢にかかわらず、丁寧にわかりやすく子どもに状況を説明し、そして、子どもから話を聴き、さらに子どもがどう考えるか意見を聞く必要がある。くわえて、里親にも丁寧な説明と理解を求める必要がある。

調査では、委託解除の当日に突然子どもに伝え、その日のうちに里親宅・ファミリーホーム宅から離れなくてはならない事例もあった。緊急性が認められるようなやむを得ない場合もあるが、子どもへの説明や、自分の気持ちを整理するプロセスを保障することが重要であると考えられた。

また、児童相談所が仲介し、子どもと里親がそれぞれお別れのコメントを共有する、セレモニー的な機会を設ける事例があった。セレモニー的な機会を設けることは、子どもが気持ちを整理し、未来に向かって前向きにとらえることを可能にしているように考えられた。

養育チームは、子どもや里親・ファミリーホームを支えきれなかったことについても子どもに真摯に伝える必要がある。これらの過程では、フォスタリング機関・里親支援センター・とも十分な情報共有を行うとともに、役割分担をしながら対応することが望ましいと考える。

(2) 委託（措置）解除後に求められる支援や対応

委託（措置）解除後に、まず求められるのは、子どもの気持ちに寄り添い、不安や不満の気持

ちを聴き取ることである。そのうえで、措置変更は子どもに責任を負わせるものではないことを確認し、里親家庭やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設での経験を子どもがポジティブにとらえられるようサポートすることが必要である。

児童相談所は、里親家庭・ファミリーホームの不安な思いや怒りを傾聴し、気持ちを整理し、養育を振り返る機会を持つことも重要である。この際、フォスタリング機関・里親支援センターの同席や協力も必要であると考えられる。

また、可能であれば、子どもの次の生活場所となる里親、ファミリーホームまたは施設職員、児童相談所、フォスタリング機関・里親支援センター、これまで子どもが生活していた里親・ファミリーホーム、施設職員などが、子どもの今後の生活について話し合う機会をもてることが有効である場合もあると考える。

(3) 委託（措置）解除の対応の振り返り

委託（措置）解除後には、十分な振り返りが大切であると示唆された。中高生の場合に、これまでの生活等を振り返る機会を設けている児童相談所があったが、中高生に限らず、子どもの年齢に関わらず、委託解除後に振り返りを行うことは、子どもにとって重要である。

また、里親・ファミリーホームについても、養育に関する過度な失敗との認識や、子どもとの分離に伴う喪失感の軽減のため、養育の振り返りは必須であることが望ましい。里親・ファミリーホームとの振り返りでは、養育不調に関する嘆きが示されたり、過度に児童相談所が攻められるのではないかという思いから、振り返りを行うことが困難であるとの認識が垣間見られた。しかし、里親・ファミリーホームが次の委託に進むためには、養育の振り返りにより、労をねぎらわれた上で、今後の対応にむけて必

要な研修やケア等について検討することが有効である。また、チーム全体で養育状況を振り返ることで、養育不調による措置解除は里親だけの責任ではなく、チーム全体の責任であることも、確認することが重要である。

E. 結論

本調査研究の最終年度となる今年度は、児童相談所からみた養育不調による措置解除のプロセス図を作成し、さらに「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成することができた。

養育不調の予防と対応については、今回の手引きでの記述にとどまらず、さまざまな状況や必要な対応があると考ええる。今後の課題として、さらなる質的研究や量的研究が必要であり、手引きの実践的な活用とさらなるチーム養育の支援の充実が望まれる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

図1：児童相談所への調査から得られた養育不調による措置解除のプロセス図

